

資料 2—2 2 那須町震災建築物応急危険度判定要綱

○那須町震災建築物応急危険度判定要綱

平成18年12月28日

訓令第6号

改正 平成19年5月22日訓令第4号

平成23年3月25日訓令第4号

令和2年9月23日訓令第4号

(目的)

第1条 この訓令は、栃木県震災建築物応急危険度判定要綱(平成17年3月30日制定。以下「県要綱」という。)第4条第1項の規定に基づき、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この訓令において、用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

(判定の実施主体)

第3条 町の実施する判定は、県の支援のもと、判定士の協力を得て町が主体的に実施するものとする。

2 前項の規定は、必要に応じて県が判定を実施することを妨げないものとする。

(危険度判定の実施体制の整備)

第4条 町長は、円滑な判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、判定業務を那須町地域防災計画に位置付けるものとする。

2 建設課を判定所管課とし、建設課長は同課において判定の実施体制の整備を図るものとする。

3 建設課長は、建築関係業務に従事する技術系職員を判定士として養成するものとする。

4 建設課長は、判定士等の確保に努めるものとする。

5 建設課長は、判定活動に必要な資機材について、予め調達し、備蓄しておくものとする。

(判定実施の決定)

第5条 町災害対策本部長は、地震によって多くの建築物が被災し、判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2 前項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部(県災害対策本部が設置されていない場合は県土整備部建築課)に報告するものとする。

資料 2—2 2 那須町震災建築物応急危険度判定要綱

(実施本部)

第6条 第5条第1項の規定に基づき判定の実施を決定した場合は、建設課に実施本部を設置するものとする。

- 2 実施本部長には、建設課長の職にある者をもって充てる。
- 3 実施本部は判定実施に当たって、支援本部との相互連絡を取り、判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。
- 4 実施本部は判定実施に当たって、応急危険度判定実施計画書を作成するものとする。
- 5 実施本部は判定実施に当たって、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 判定実施に必要な拠点(以下「判定拠点」という。)の確保
 - (2) 現地判定拠点との連絡調整
 - (3) 判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
 - (4) 判定実施についての被災地住民への周知
 - (5) 判定活動の際の現地案内人の確保
 - (6) 判定活動に必要な物資の確保
 - (7) その他の現地での判定活動の補完作業
- 6 実施本部における役割分担及び業務内容は、別に定めるものとする。

(判定の対象区域、対象建築物の決定等の基準及び手順)

第7条 判定の対象区域は、建築物の被災状況を把握し、全壊、半壊及び一部損壊の棟数等を考慮し決定する。

- 2 判定の対象建築物は、全壊(倒壊を除く。)半壊及び一部損壊の建築物とする。
- 3 優先的に判定を実施すべき施設、区域等は、別に定めるものとする。

(県への支援要請、判定の実施体制等)

第8条 災害対策本部は、判定実施の決定後、必要に応じて県災害対策本部県土整備部営繕班(県災害対策本部が設置されていない場合は県土整備部建築課)に対して支援要請を行うものとする。

- 2 判定業務は、実施本部、判定士及び判定コーディネーターによって実施するものとする。

(判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等)

第9条 町職員以外の判定士等の判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

- 2 実施本部長は、必要に応じ判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

(他市町村への応援等)

資料 2—2 2 那須町震災建築物応急危険度判定要綱

第10条 町長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から判定に係る
応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

(判定活動時における安全及び補償等)

第11条 実施本部長は、実際の判定活動若しくは判定の訓練活動において、職員及び判定
士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

2 町長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民
間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を
講じるものとする。

(補則)

第12条 この訓令に定めるもののほか、判定に関して必要な事項は町長が別に定めるもの
とする。

附 則

この訓令は、平成19年2月1日から適用する。

附 則(平成19年5月22日訓令第4号)

この訓令は、告示の日から適用する。

附 則(平成23年3月25日訓令第4号)

この訓令は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(令和2年9月23日訓令第4号)

この訓令は、告示の日から適用する。